

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者
大阪市東住吉区長

様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額				百万				千				円
				百万				千				円
契約金額	<input type="checkbox"/> 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円											
	<input type="checkbox"/> 免税事業者											

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	令和8年度大阪市東住吉区役所外1か所一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）											
履行期限	令和9年3月31日				履行場所	本市指定場所						
履行方法	別紙仕様書のとおり				その他							
明細書	名称			形状・寸法・摘要					数量			
	別紙のとおり											
(見積条項) 裏面のとおり												
本書のとおり契約を締結する。												
1 契約方法 随意契約 2 契約保証金 <input type="checkbox"/> 契約金額の5/100以上 (金 円) <input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号												
用途												
摘要												
決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員	支出科目	年度	会計			
								款				
								項				
						目						
						節						
						細節						
							起案	令和	.	.		
							決裁	令和	.	.		
							第	号				

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。（契約保証金の帰属等）
- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
 - (1) 大阪市契約規則第38条の規定による。
 - (2) 大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
 （契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
 なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
 また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
 また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

確認印

案件名称

令和8年度大阪市東住吉区役所外1か所一般廃
棄物収集運搬業務委託(概算契約)

仕様書

大阪市 東住吉区役所

1 案件名称

令和8年度大阪市東住吉区役所外1か所一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)

2 概要

本業務は受注者が、東住吉区役所内及び矢田出張所内の廃棄物保管場所から一般廃棄物(以下、「ごみ」という。)を収集し、処理施設に運搬するものであり、作業に関しては、次の事項に十分留意すること。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「法」という。)その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

6 業務内容

(1) 一般廃棄物の数量

東住吉区役所 3,000kg 矢田出張所 200kg

上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

本契約は概算契約であるので、実際の数量をもって収集運搬・処分量とし、出来高とみなす。

(2) 収集場所

東住吉区役所 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

矢田出張所 大阪市東住吉区矢田6丁目7番12号

(詳細は図面のとおりに)

(3) 収集日、収集時間、収集回数

収集回数は週2回程度とする。(土曜日・日曜日・祝日を除く)

※ ただし、12月29日から1月3日の期間については、発注者が別途指示する。

収集時間は、原則として、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、発注者の監督職員が別途指示する処理施設の受入時間内に搬入しなければならない。

収集時間が上記時間外に及ぶ場合、発注者と受注者の協議によって決定する。

(4) 作業手法

・上記収集場所からごみを収集する際、収集場所備え付けの量りでごみの重量を計測し、収集場所備え付けの一般廃棄物調査票に計測数値を記入すること。

・収集したごみは、速やかに指定された処理施設へ搬入すること。

・収集運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理すること。

・本市処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。

- ・収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。
- ・収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることはないよう十分に配慮するとともに、近隣住民に不安・不快感を与えないよう細心の注意を払うこと。
- ・作業に伴い飛散・散乱したごみはきれいに掃除すること。
- ・台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を東住吉区役所総務課へ報告し、指示を受けること。

7 提出書類

- (1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。

8 使用車両

- (1) 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、発注者が定める提出書類及び必要書類を提出し承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出し承認を得なければならない。

9 処理施設

- (1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東住吉区内で発生した一般廃棄物については八尾工場とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

10 自動計量システムICカード

自動計量システムICカードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

11 収集運搬量

収集場所備え付けの一般廃棄物調査票に記載された計測数値及び受注者提出の一般廃棄物収集運搬確定量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

12 報告

受注者は、毎月の作業終了後、発注者の指定する報告書により、計量票の写しとともに、業務実施月の翌月 20 日(ただし、3月分はその月末)までに受注者へ提出すること。

13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 作業にあたっては、粉塵の飛散防止を行う等し、施設を汚さないよう注意すること。

- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。
- (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。
- (5) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。
- (6) 本業務で収集したごみに他のごみを積み合わせることなく、処理施設に搬入すること。

14 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

15 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

16 概算契約

本業務の数量は概算であり、受注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細(別紙)の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

概算契約の内訳明細(別紙)については、業者決定後、発注者と協議を行う。

17 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪府に帰属する。

19 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪府が定めた「大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」(別紙4)を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

20 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

- (2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

21 事業担当

東住吉区役所総務課 担当:志賀・木村
大阪市東住吉区東田辺1丁目 13 番4号
電話番号:06-4399-9626

概算契約の内訳明細

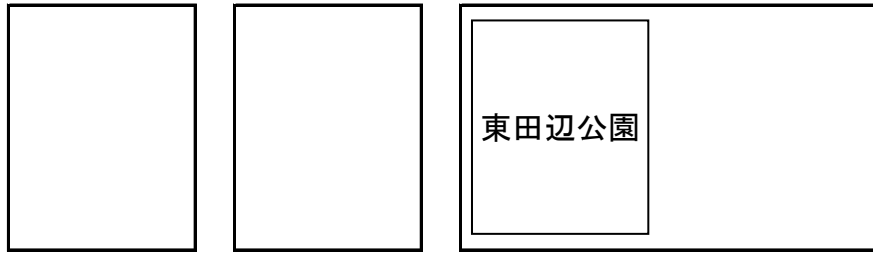
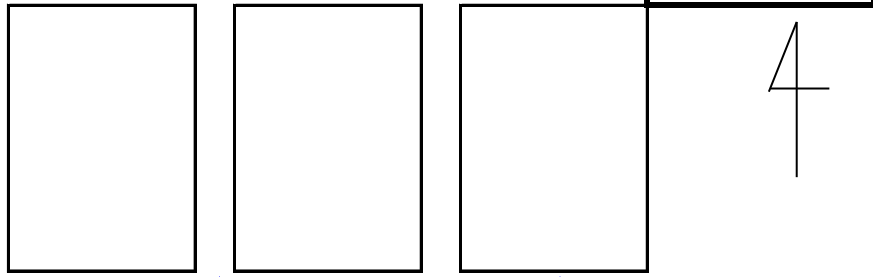
単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて算出すること。なお、この金額に1円未満の
数があるときは、その端数を切り捨てること。

図面 1



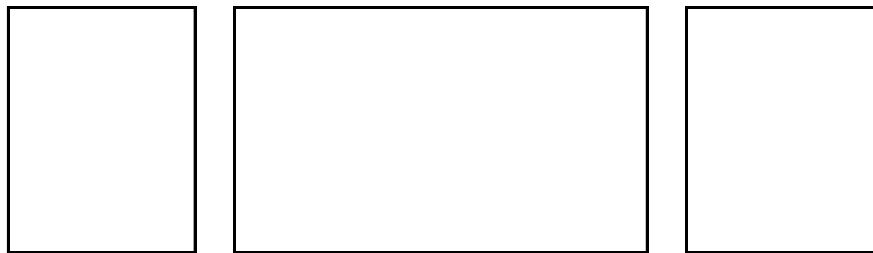
東田辺公園

長居公園東筋

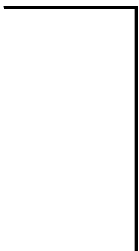
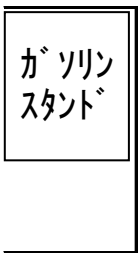
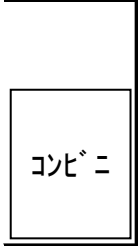
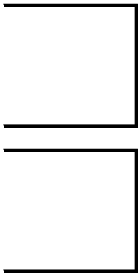
東住吉区役所前

南港通

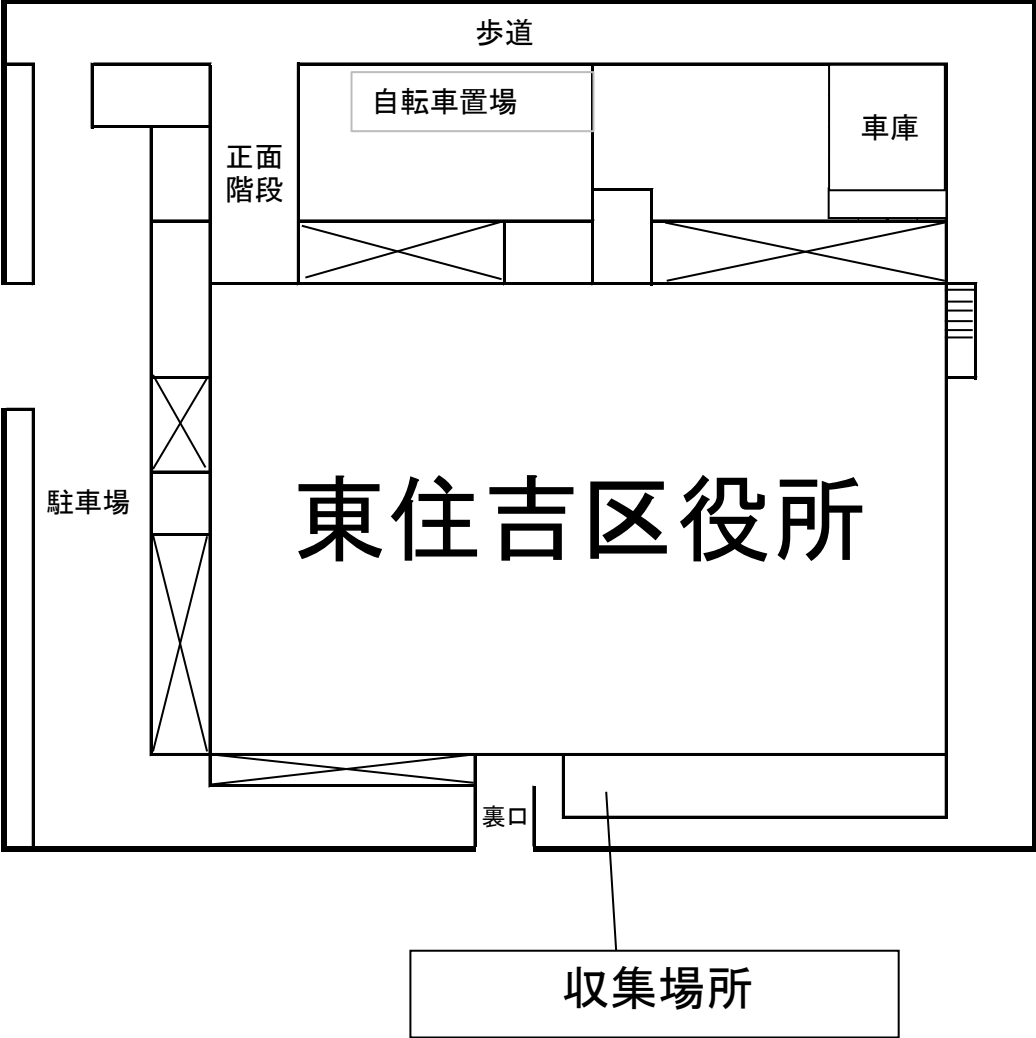
長居公園東筋



東住吉会館

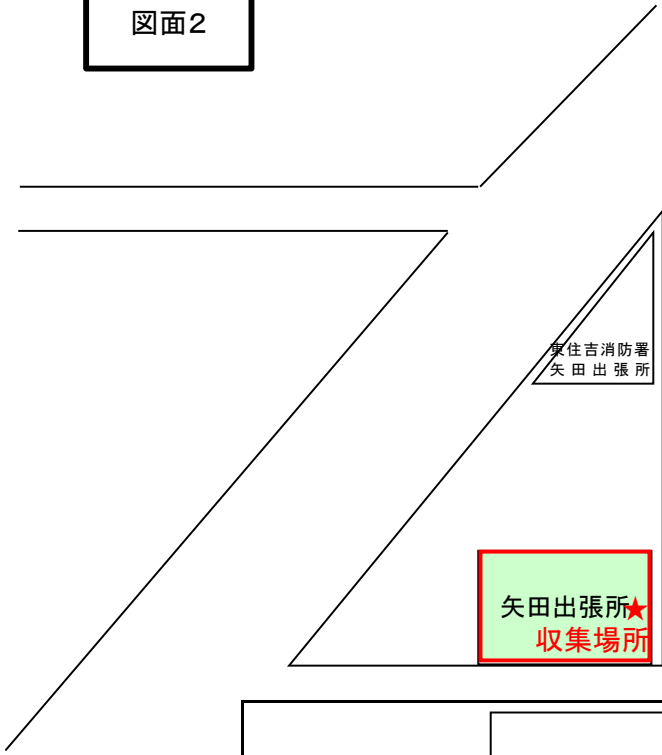


図面1 拡大

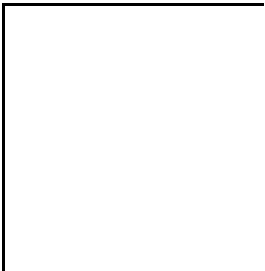
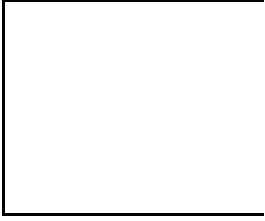
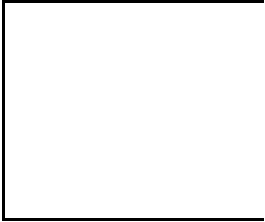
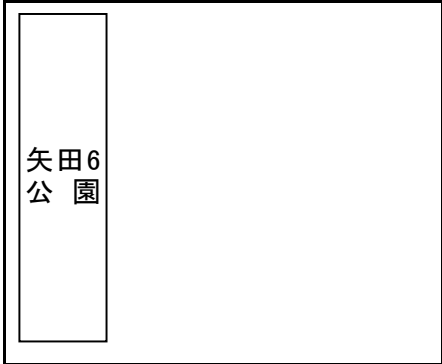


図面2

4



近畿日本鉄道南大阪線





収集場所

矢田出張所

駐輪場

駐車場



使用予定車両届

令和 年 月 日

東住吉区長 様

所在地
名 称
代表者

下記のとおり、一般廃棄物収集運搬業務にかかる使用予定車両の届出をします。

(届出車両 1 台ごとに自動車検査証 (写) を必ず添付してください。※欄には記入しないでください。)

No.	車両の種類	車両番号	最大積載量(kg)	車両重量(kg)	(※)自動車検査証(写)確認欄
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

使用予定車両変更届

令和 年 月 日

東住吉区長 様

所在地
名 称
代表者

下記のとおり、一般廃棄物収集運搬業務にかかる使用予定車両の変更届出をします。

(届出車両1台ごとに自動車検査証(写)を必ず添付してください。※欄には記入しないでください。)

No.	車両の種類	車両番号	最大積載量(kg)	車両重量(kg)	(※)自動車検査証(写)確認欄
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

業務連絡体制予定図

令和 年 月 日

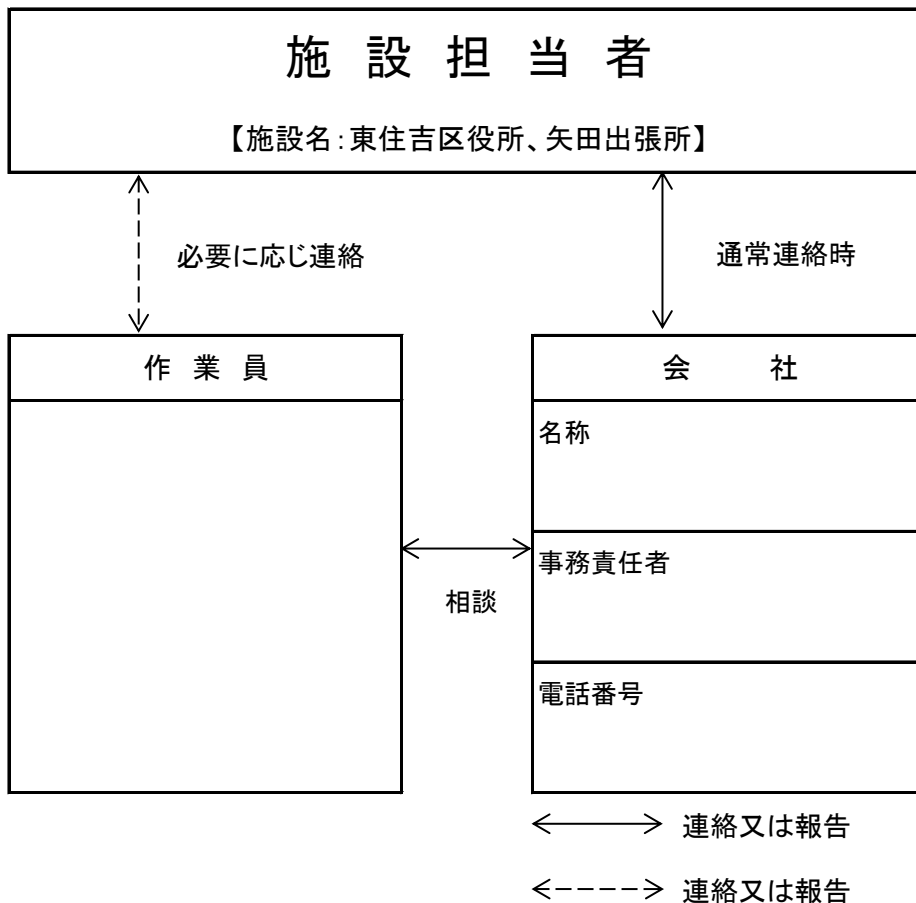
東住吉区長 様

所在地

名称

代表者

下記のとおり、一般廃棄物収集運搬業務にかかる連絡体制予定図の届出をします。



※作業員と事務責任者はそれぞれ異なる人物を選定すること。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

【再委託の特記仕様書】

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるもの
いい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断
等

(2) 令和 8 年度大阪市東住吉区役所外 1 か所一般廃棄物収集運搬業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の
再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により
発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについ
ては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する*。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が
競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注
者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以
内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これ
を超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポ
ーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、
書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手
方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間
中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方
が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び
第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。